

維持期リハビリテーションの評価

平成24年
診療報酬改定

維持期リハビリテーションの評価

- 要介護被保険者等に対する維持期の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーションの評価の見直しを行い、維持期のリハビリテーション※について医療と介護の役割分担を明確化する。

※標準的算定日数を超えた患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断されないが、状態の維持等を目的として行われるリハビリテーション

【現行】 <要介護被保険者等に対するリハビリテーション料>

【改定後】

| | |
|---------------------|------|
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) | 245点 |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) | 200点 |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) | 100点 |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) | 175点 |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅱ) | 165点 |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅲ) | 80点 |



| | |
|---------------------|-------------|
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) | <u>221点</u> |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) | <u>180点</u> |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) | <u>90点</u> |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) | <u>158点</u> |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅱ) | <u>149点</u> |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅲ) | 80点 |

(注) 廃用症候群の場合に対する脳血管疾患等リハビリテーションは省略

要介護被保険者等に対する、維持期のリハビリテーションは原則として平成26年3月31日までとする。(次回改定時に介護サービスにおける充実状況等を確認する)